

改 定	現 行	備 考
<p data-bbox="379 520 1050 611">共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="528 663 902 793">(建設関連業務) [測量業務]</p> <p data-bbox="468 1419 961 1476">令和 5 年 1 0 月以降</p> <p data-bbox="507 1633 923 1703">宮城県土木部</p>	<p data-bbox="1635 520 2306 611">共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="1783 663 2157 793">(建設関連業務) [測量業務]</p> <p data-bbox="1724 1419 2217 1476">令和 4 年 1 0 月以降</p> <p data-bbox="1762 1633 2178 1703">宮城県土木部</p>	

共通仕様書（建設関連業務）〔測量業務〕新旧対照表

改 定	現 行	備 考
<p>第103条 受発注者の責務</p> <p>1 受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p> <p>2 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</p> <p>3 受注者は、測量業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した測量業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</p> <p>第112条 打合せ等</p> <p>5. 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。</p> <p>第139条 保険加入の義務</p> <p>1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p>第141条 ウィークリースタンス等の推進</p> <p>1 受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、取組の内容を受発注者間で協議及び共有し、業務を進めていくこととする。 (取組内容)</p> <p>(1) 昼休みや午後4時以降開始の打合せは行わない。</p> <p>(2) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。</p> <p>(3) 休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。</p> <p>(4) 作業内容に見合った作業期間を確保する。</p> <p>(5) ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない。</p> <p>(6) ワンデーレスポンスの対応の再徹底を図る。</p> <p>(7) 工程に影響する条件等を受発注者間で確認・共有する。</p> <p>(8) 水曜日及び金曜日は定時の帰宅に心がける。</p> <p>(9) 定時間際、定時後の依頼、打合せを行わない。</p> <p>(10) 全各号のほか、受発注者間において確認の上決定した業務環境改善に関わる取組を行う。</p> <p>2 災害発生時等の緊急的な対応については、取組内容を対象外とし、その対処方法を取り決めるものとする。</p> <p>3 なお、取組方法については、「ウィークリースタンス等実施要領」に基づき実施すること。</p>	<p>第103条 受発注者の責務</p> <p>受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</p> <p>第112条 打合せ等</p> <p>5. 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。</p> <p>第139条 保険加入の義務</p> <p>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p>	